

市町村福祉行政に所属するソーシャルワーカーのコンピテンシーに関する研究

社会福祉学科 田中 涼

1. 研究の背景と目的

コンピテンシーとは、「ある職務または状況に対し、基準に照らして効果的、あるいは卓越した業績を生む原因として関わっている個人の根源的特性」(Spencer ら 2001)を指す。予測する業務上の業績に応じて「必要最低レベルのコンピテンシー」と「卓越峻別レベルのコンピテンシー」に分類される¹⁾。保健医療福祉領域の対人援助専門職のコンピテンシーはそれぞれの分野で研究されており定義の統一化は容易ではないが、個人の行動の中に卓越した業績を生む要因を見定めることは概ね共通的要素となっていると思われる。

ソーシャルワークにおけるコンピテンシーは、アメリカの Council on Social Work Education (CSWE) の Educational Policy and Accreditation Standards (EPAS) に定められた9つのコンピテンシーがある²⁾。近年わが国においては、多職種・多機関連携を図るためのコンピテンシー(金井ら 2020、春田 2016)やソーシャルアクションのためのコンピテンシー(小沼 2021)など、ソーシャルワーカーの実践における特定の場面で用いられるソーシャルワーク機能に関するコンピテンシー研究が行われている。

これらソーシャルワーカーに求められるコンピテンシーを実際にどの程度活用することができるかは、ソーシャルワーカーの所属する組織との関係も少なからず生じる。ソーシャルワーカーをはじめとする社会福祉専門職のミッションと社会福祉実践を行っている組織のミッションは本来拮抗が生じるはずのないものであるが、そのミッションとは別の「組織の論理」が働くことにより拮抗が生じてしまう³⁾(茨城 2020)。ソーシャルワーカーは組織から求められる役割について、ソーシャルワーカーとしてのアイデンティティに揺らぎを感じながらも組織の利益を受け入れ、利用者と組織の両方の利益を結びつけることをソーシャルワーカーの「役割」として形成していく(岩本 2015)。

そこで本研究は、市町村福祉行政に所属するソーシャルワーカー(以下「行政ソーシャルワーカー」と言う。)に必要とされるコンピテンシーについて、重層的支援体制整備事業と関わらせながら探索的に検討を試みることにした。市町村福祉行政を選択した理由は、2021(令和3)年4月より施行された改正社会福祉法の附帯決議において、重層的支援体制整備事業に取り組むに当たり社会福祉士や精神保健福祉士が活用されるように努めることが明記されたことを受け、現在のわが国の社会福祉政策においても重要となると考えたからである。

2. 研究方法

本研究所の助成を受けて実施した2019年度の調査内容(表1)をもとに、重層的支援体制整備事業の実施と関連させながら、行政ソーシャルワーカーのつどいに参加した行政ソ

ーシャルワーカーからの意見を踏まえて考察した。

(表 1) 行政ソーシャルワーカーに必要なコンピテンシー

行政ソーシャルワーカーに必要なコンピテンシー	行政職としての業務遂行に必要なもの	言語化する能力	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の法律や制度を関連させて解釈できる ・正しく発信するためのプレゼンテーションができる
		経験を応用する能力	<ul style="list-style-type: none"> ・異動による他分野・他領域で獲得した知識や技術を応用することができる
	行政ソーシャルワーカーとしての業務遂行に必要なもの	ミクロレベルの実践に関する能力	<ul style="list-style-type: none"> ・対応が困難な事例を終結させることができる ・予防的介入を行うことができる ・緊急性を適確に判断できる
		メゾ・マクロレベルの実践に関する能力	<ul style="list-style-type: none"> ・個別事例の対応から見えてきた課題を政策に反映することができる ・データを解釈することができる ・地域課題を抽出できる ・福祉行財政を理解できる ・福祉計画に基づく実践を評価することができる
ポジショニングを見出すために必要なもの	ジレンマに向き合い対応する能力	<ul style="list-style-type: none"> ・行政職として福祉専門職（社会福祉士等）が配置されることの意味を説明できる。 ・ソーシャルワークの視点から業務を遂行することができる。 	

3. 用語の定義および説明

①行政ソーシャルワーカー

社会福祉士または精神保健福祉士の資格を取得しており、福祉事務所等市町村福祉行政の現場において、ソーシャルワークを実践している者。

②行政ソーシャルワーカーのつどい

市町村で採用が見られるようになった社会福祉士・精神保健福祉士といったソーシャルワーカーの実践をサポートするために、ネットワーク機能、カウンセリング機能、スーパービジョン機能を有するピアサポートの場として筆者が 2019 年に立ち上げた。

③コンピテンシー

Spencer ら (2001) の「ある職務または状況に対し、基準に照らして効果的、あるいは卓

越した業績を生む原因として関わっている個人の根源的特性」を前提とした、「必要最低レベルのコンピテンシー」を用いる。このコンピテンシーは「人材のだれもがその職務で必要とされる最低のレベルで効果を上げ得る不可欠の特性」を指す。

4. 検討結果

①行政ソーシャルワーカーのつどいの開催

今年度は2回開催した。

第1回：2021年2月21日（日）

重層的支援体制整備事業にどう取り組むかについて意見交換を実施

第2回：2021年3月6日（土）

重層的支援体制整備事業に関する勉強会を実施

②重層的支援体制整備事業を基にしながら検討したコンピテンシー

1) 言語化する能力

重層的支援体制整備事業は、これまでの制度縦断的な支援体制を横断的な支援体制にシフトすることを目指す事業である。そのため、交付金の一括化など、従来とは異なる運用方法が定められている。重層的支援体制整備事業を活用した市町村による包括的支援体制については地域の実情に応じて構築する必要があるが、そのためにも事業内容を正確に理解する力が求められる。分野別の政策の動向について理解することが必要であり、またそれらに共通する課題を見出さなければならない。また財源については相談援助を中心とした業務を担う行政ソーシャルワーカーが苦手としている業務であり、一層の理解が必要となる。

理解した内容を発信し共有することで、庁内連携や多機関・多職種連携が可能となることを踏まえると、行政ソーシャルワーカーには言語化する能力が必要となる。

2) 経験を応用する能力

地域の実情に応じた包括的支援体制を構築するためには、重層的支援体制整備事業により、分野を横断し連動する支が必要となる。ここで重要となるのは、各分野における実践知、また福祉部局以外の部局での業務に関する経験知である。行政機関は原則として定期的に異動があり、行政ソーシャルワーカーもそれに依って様々な分野での業務を経験する。そこで育まれた実践知と経験知がアイデアや画期的な発想を生む原動力となる。またこれまでの実践により育んできた民間福祉部門や住民組織、営利団体等とのネットワークは地域を基盤としたソーシャルワークの実践には欠かすことのできない要素である。よって行政ソーシャルワーカーには経験を応用する能力が必要となる。

3) メゾ・マクロレベルの実践に関する能力

重層的支援体制整備事業は官民の連動により実施していく必要がある。行政ソーシャルワーカーには当事者や地域住民の声、各相談支援機関が抱える課題など現場の実態をしっかりと理解した上で、事業実施に反映していく姿勢が求められる。特に組織の理解を

得ていく際には、これら現場の実態を提示することが求められる。つまりアドボカシーを必要とし、その積み重ねが現場の実態を反映した血の通った仕組みづくりにつながる。

行政ソーシャルワーカーは各分野の相談支援機関に配置されることが多く、その業務の多くは相談支援を中心としたマイクロレベルの実践が占めている。そこからメゾ・マクロレベルへと連続的に展開していける能力が必要とされる。

4) ジレンマに向き合い対応する力

これまで述べてきたように重層的支援体制整備事業の実施は、行政の縦割り文化からの脱却を目指すものである。しかし、このパラダイムシフトは容易ではない。わが国では1999年の地方分権一括法の成立により、それまでの中央集権から地方分権へ移行していくこととなった。それは地方自治の推進を意味するものであり、市町村福祉行政においても自律的な運営が求められるようになった⁴⁾ (森 2018)。しかし、実際の福祉行政現場では必ずしもそのような状況にはなり得ておらず、従来の文化や慣習の中でソーシャルワーク実践を行うことも少なくないと考える。そのような環境ではまさしく「専門職のミッション」と「組織の論理」が拮抗することが予測される。その狭間の中で行政ソーシャルワーカーとしての役割形成がなされていくことになるが、そこで必要となるのがジレンマに向き合い対応する能力である。行政ソーシャルワーカー自身のメンタルヘルスも含め、ソーシャルサポートが受けられる環境を作りながら実践していくことが求められる。

5. まとめ

本研究では、行政ソーシャルワーカーに求められるコンピテンシーについて、重層的支援体制整備事業に取り組むことを踏まえながら、検討を試みた。政府が目指す地域共生社会づくりは市町村を基盤とするものであり、今後行政ソーシャルワーカーには多くの期待が寄せられていくことになるだろう。

市町村に社会福祉士や精神保健福祉士が福祉専門職として採用されるようになったがその歴史は浅く、行政ソーシャルワーカーを育成するシステムの構築が今後の課題である。そしてその際に必要となるのがコンピテンシーである。

今後も行政ソーシャルワーカーのつどいの運営により行政ソーシャルワーカーのソーシャルサポートを行いつつ、これらの課題について研究を進めていきたい。

〈注〉

¹⁾ Spencer らは必要最低レベルのコンピテンシーについて「人材のだれもがその職務で必要とされる最低のレベルで効果を上げ得る不可欠の特性」、卓越を峻別するコンピテンシーについて「平均的人材から卓越した人材を峻別する」としている。

²⁾ 9つのコンピテンシーとは、①専門職として倫理的行動をとる、②多様性と際に配慮した実践を行う、③人権と社会的、経済的、環境的正義を推進する、④研究に基づいた実践と

実践に基づいた研究に従事する、⑤政策に関する実践を行う、⑥個人、家族、グループ、組織、地域社会と関係を構築する、⑦個人、家族、グループ、組織、地域社会をアセスメントする、⑧個人、家族、グループ、組織、地域社会に介入する、⑨個人、家族、グループ、組織、地域社会との実践を評価する、である。

³⁾茨城はこの理由について、大きな制度の枠組みの中で、組織の経営や自己防衛が影響していると指摘している。

⁴⁾森は、これからの市町村社会福祉行政について、新たな地域共生社会政策を形成することができるボトムアップ型の行政への思想的転換、高度な専門性と包括的なアドミニストレーション機能を可能にする柔軟性、それを実行に移す覚悟と決意が問われていると指摘している。

《引用・参考文献》

茨木尚子（2020）「支援過程における『組織の論理』と『専門職のミッション』の拮抗が生み出す課題－組織、専門職、当事者はいかに協働すべきか－」『ソーシャルワーク実践研究』第12号（秋号）ソーシャルワーク研究所, pp3-14

岩本 操（2015）『ソーシャルワーカーの「役割形成」プロセス』中央法規, pp91-94

高良麻子（2018）「第2章 地域共生社会の実現に向けたソーシャルワークの実践方法」『地域共生社会に向けたソーシャルワーク 社会福祉士による実践事例から』編集：公営期社団法人日本社会福祉士会 中央法規, p38

ライル M. スペンサー シグネ M. スペンサー（2001）『コンピテンシー・マネジメントの展開』生産性出版, p19

森 明人（2018）『市町村社会福祉行政のアドミニストレーション 三浦理論・大橋理論から新たな展開へ』中央法規, pp v～vi